

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>与野駅東口の再開発事業を進めてほしい。さいたま新都心に市役所が移転することが決まり、与野駅西口も再開発された。与野駅東口は歩道も整備されておらず、車と歩行者が近接し危険である。</p> <p>20年前に引っ越してきたが、東口はほとんど変わっていない。東口の周辺も魅力ある街並みと言えず、歩いていても面白くない。駅前だけ開発してもよいまちづくりにはつながらない。</p>	<p>与野駅東口は、市内における駅前広場の整備が遅れている駅の一つです。</p> <p>平成20年度の都市計画変更を機に、関係権利者や地域団体の方々のご要望を伺いながら、合意形成を図るための様々な整備手法について、検討を重ねているところです。</p> <p>今年度は、関係権利者の方々への聞き取り調査を実施し、その調査結果を踏まえ、地元の皆様のご協力を得ながら、計画検討を進めていく予定です。</p> <p>【建設局土木部道路計画課】</p> <p>市役所本庁舎がさいたま新都心に移転が決まり、与野駅は、市役所への重要な隣接駅と認識しています。そこで令和5年度末に改定予定の「さいたま新都心将来ビジョン」改訂作業では、与野駅東口からさいたま新都心への交通アクセス性や防災性について庁内で連携を図りながら検討を進めてまいります。</p> <p>【都市局都心整備部都心整備課】</p>
2	<p>洪水時には浦和西高校に避難することとなるが、避難対象者が多く、また浦和西高校は入り口の勾配がきつく高齢者には避難しにくいものとなっている。避難場所の追加を要望する。また、県の障害者交流センターを避難場所としてもらいたい。</p>	<p>本市では、発災時に市民の皆さまが差し迫った危機から逃れる場を提供するため、学校等の公共施設を指定緊急避難場所や指定避難所として指定しておりますが、避難所の指定にあたっては、夜間を含めた災害発生時に市職員により迅速かつ確実に避難所の開設が行えることが前提となります。</p> <p>また、避難所については、災害への危険性が少なく、避難者を受け入れるための適切な規模を要することから、現状、浦和西高校の近辺に新たな避難所を指定する予定はございません。</p> <p>また、ご提案の埼玉県障害者交流センターにつきましても、浸水想定区域内に立地していることから、洪水時の避難所とするのは難しいものと考えております。</p> <p>洪水時の避難は危険が伴う場合もありますので、日頃からハザードマップ等を活用し、ご自宅の危険性を確認いただき、適切な避難行動が取れるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
3	<p>避難訓練を行いたい。地域の我々は素人なので、訓練のプランニングは区が主導してほしい。</p>	<p>避難訓練に係る支援については、区役所総務課から「浦和区防災アドバイザー協議会」の防災アドバイザーをご紹介します。防災アドバイザーとは、地域の防災力向上と減災のために、地元の自治会などに対し助言等する人達で、避難訓練の支援もしております。</p> <p>特に、避難訓練等を実施する際の指針となる「地区防災計画策定」が完了していない自治会については、地区防災計画策定支援のため、講師を派遣することができますので、積極的にご活用ください。</p> <p>なお、手続きなどについては、浦和区総務課までご相談頂ければ、別途案内いたします。</p> <p>【浦和区区民生活部総務課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>自治会の役割はさまざまで、例えば街灯が消えている場合も、道路と公園で問合せ先が異なる。「自治会活動・運営の手引き」にいろいろ書いてあるが利用しにくいものとなっているので、困りごとから検索できる「逆引き辞典」を加えてほしい。</p>	<p>「自治会活動・運営の手引き」の作成については、様々なご意見をいただいております。より分かりやすい説明や表記とするよう心掛けてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
5	<p>【事業ごみの不法投棄問題について】</p> <p>常盤9丁目は、北浦和駅に近い区域であり事業者ごみの不法投棄が多くて大変困っています。</p> <p>市にお願いしてもなかなか問題解決に至っておりません。今回所管の考え方ではなく、区長の見解をお話しいただければと存じます。</p>	<p>不法投棄対策のための看板設置や周辺事業所への適正処理啓発、行為者が分かった場合には直接指導を行っております。</p> <p>基本的にはそのような対応になりますが、区として独自の対応ができるかどうか今後検討して参ります。</p> <p>【浦和区くらし応援室】</p>
6	<p>【ゴミ集積所問題について】</p> <p>当自治会としてごみの集積所の管理運営に努めていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相変わらず定められたルールに反してごみを出す違反者が多い。 ・カラス害などに配慮しない出し方をする者がいる。 ・そもそも集積所に適した場所ではない、場所がない。 <p>などの問題が解決できない現状にある。</p> <p>そこで、次のような対策をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反者に対する行政の厳しい姿勢・対応 ・集積所の確保（法律問題のクリア・除外等） ・4世帯以上集合住宅ルールの遡及適応 ・広報・啓発活動の持続 	<p>まず、「違反者に対する行政の厳しい姿勢・対応」でございますが、違反者が判明した場合は、違反者本人又は関係者を通じ、廃棄物対策課から違反者への指導を行っております。違反者にお気づきの場合には、廃棄物対策課までご連絡ください。</p> <p>次に、「集積所の確保」についてですが、集積所の問題については、戸別収集のご提案をいただくなど、環境局でも検討しているところで、たとえば「ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱」を改正し、4戸以下の住宅の新築についても、ごみ収集所の管理者及び利用者の同意を得るものとしたところでございます。</p> <p>収集所は、地元の皆様によって設置・管理していただいておりますが、自治会の皆様にはご苦労をお掛けしているところですが、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>次に、「4世帯以上集合住宅ルールの遡及適応」についてお答えいたします。</p> <p>市の要綱上では、5戸以上の住宅を新設する事業者に対してごみ収集所の設置などの規定を設けておりますが、こちらを遡及適用させるという対応は大変困難であると考えております。</p> <p>最後に「広報・啓発活動の持続」ですが、ごみ収集に係る様々の事柄について、広報することは行政の責務であると考えております。</p> <p>また、収集所への啓発看板掲出については、ごみ出しのルール違反者に対し、速やかに実施できる対策と考えております。啓発看板については、規定の看板のほか、実情に応じた啓発文での看板を廃棄物対策課の職員により作成可能ですので、看板入手をご希望される場合は、廃棄物対策課あてにご連絡ください。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>【ごみ問題について】</p> <p>新たな住宅建設に伴い、ごみの収集場所におけるごみ量の増加が問題となっています。これまで、在住されていた方の土地が分譲され今まで1棟だったところが3棟～4棟と建築され収集量が増えていきます。不動産業者から自治会に相談されることがありますが、入居直前になる場合があり、対応に苦慮することが発生しています。</p> <p>不動産業者に対する市の通達の徹底と新規ごみ収集所を設置できない場合は十分な時間を取って対応するよう指導をお願いしたい。</p> <p>また、一か所に複数棟建設する場合には、分譲土地内にゴミ収集場所の新設確保するよう不動産会社に指導することを併せて考慮していただきたい。</p>	<p>市の要綱を改正して、4戸以下の住宅の新築についても、ごみ収集所の管理者及び利用者の同意を得るものとしたところがございます。</p> <p>廃棄物対策課では、住宅メーカー等の事業者に対し、既存の収集所を使用することを希望する場合には、なるべく早めに関係自治会宛に相談いただくよう伝えているところです。今後も、引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
8	<p>【ごみ集積場の運営管理】</p> <p>ある会員が引っ越すわけではないが自治会を退会しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前から周りとうまくいっていない。 ・ゴミ集積場の運営管理に参加しない。 ・回覧版も回さなくてよい。 ・輪番制の役もやらない。そのため一応周りでカバーしている ・自治会費は、払っていた。 <p>先日、ごみ集積場使用について事前に自治会側としてトラブルなる前に大崎事業所に問い合わせをしたが解決策がないどうしたらよいのか。</p> <p>今後問題となってくる。市全体で戸別収集問題にとりかかってみたらどうか。</p>	<p>戸別収集につきましては、収集所にかかわる問題解決のための施策の1つであると認識しております。</p> <p>しかしながら、全戸で戸別収集を実施している他市の状況を見ますと、戸別収集に伴うコスト対策のため、ごみの有料化や収集回数削減を行う事例があるほか、各ご家庭の玄関先に長時間ごみが置かれることにより、カラス被害が根本的には解決できないことなど、多くの課題があるものと認識しております。また、令和3年度に実施した、ごみに関わる市民意識調査では、戸別収集の必要性を感じていない市民は6割を超えるなど、現時点では戸別収集の実施は難しいものと考えております。</p> <p>本市といたしましても、引き続きごみ収集所の問題や戸別収集における課題について情報収集等を行い、時代のニーズに合った収集方法を検討してまいります。ごみ収集所を管理される地元の皆様には、いろいろとご苦勞をおかけして大変恐縮ではございますが、引き続きごみ収集所の運営管理をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>【環境局資源循環政策部資源循環政策課】 【環境局資源循環政策部廃棄物対策課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>ボックス型のごみ箱を使い始めたが、公道への設置方法に疑義がある。ボックス型はたたんだ後の置き方により是非が決まると警察から聞いたものがあるが伝聞のため定かでない。警察に、ボックス型のごみ箱が置けるところの条件や、利用できる時間帯、たたんだあとの置き方など、ボックス型の利用条件の詳細を聞いてほしい。</p>	<p>ごみ置き場への折りたたみ式のかごやボックス等の設置につきまして、一時的に設置するものについては、本市では道路占有の許可行為を行っておりません。また、道路の管理上、通行の支障となると思われる物件等については、設置できません。</p> <p>【浦和区くらし応援室】</p>
10	<p>【自治会役員等の人材確保への支援】</p> <p>自治会役員、民生委員・児童委員、交通指導員、地域防犯推進委員等々のなり手不足が常態化している。</p> <p>行政として人材確保活動への支援をお願いしたい。</p>	<p>社会情勢の変化に伴う近年の自治会役員の成り手不足については、本市においても課題として認識しており、自治会役員の負担を軽減することで、人材確保が円滑に行えるよう引き続き環境整備に努めてまいります。</p> <p>また、若い世代に対しても自治会活動に参加していただけるよう、自治会運営のICT化への支援として、本年度も電子回覧板の取組を試行するなど、自治会加入促進活動を進めてまいります。</p> <p>次に、民生委員・児童委員については、まず、全市的な取組として、保健福祉局の福祉総務課にて、令和4年4月の1か月間、市内各自治会の掲示板に民生委員・児童委員のPRポスターの掲示をお願いしました。</p> <p>また、浦和区役所福祉課では、浦和区民生委員児童委員協議会の事務局として同協議会役員との協力の上、平成30年度及び令和元年度うらわ区民まつりにてPRブースを設置し、民生委員・児童委員に関するチラシの配布及びPRグッズを配布しました。</p> <p>また、令和4年2月のさいたま市報浦和区版の「こんにちは区長です」欄に、区長と浦和区民生委員児童委員協議会役員の写真を掲載するとともに、民生委員・児童委員の活動について紹介しました。</p> <p>次に、交通指導員及び地域防犯推進委員については、交通指導員が不足している学区や配置できない学区もあるなど、人材確保が課題となっているため、まずは交通指導員が不在の学校の解消に向け、市民生活安全課において公募についての検討を進めているとのことでございます。</p> <p>また、地域防犯推進委員につきましては、さいたま市防犯協会において委嘱を実施しておりますので、いただいたご意見に関しては、市民生活安全課を通じて、さいたま市防犯協会にお伝えさせていただきます。</p> <p>自治会役員など、地域活動を担っていただく様々な役割の成り手不足については、ICT技術の活動などで負担軽減を図りながら、世代を越えてともに地域を担っていくという、若い世代への意識啓発が必要と考えており、本庁各課とも連携の上で、引き続きこれらの取組を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】 【浦和区健康福祉部福祉課】 【市民局市民生活部市民生活安全課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	<p>【文書の簡素化・合理化】 各担当部署から五月雨的に文書（特に、回答が必要なもの）が郵送されてくるが、電子化するなり、取りまとめてもらいたい。</p>	<p>ご指摘のように、ほかの会長からも、いろいろな部署から届く通知や手続きについて、どうにかならないかというご意見をいただいておりますが、例えば補助金の実績報告については、所管部署の担当により確認する必要があるなど、単一の部署へのとりまとめはハードルが高いものとなっております。</p> <p>しかしながら、この解決策の一つとして、手続きの電子化、オンライン化は有効な手段であると考えております。</p> <p>現在、全庁的に窓口手続きのオンライン化を実施しており、令和7年度までに全ての窓口手続きをオンライン化することとしております。</p> <p>この取組の中で、自治会関係の手続きにオンライン化につきましても検討を行っておりますが、令和4年度の手続きについては、大変申し訳ございませんが、従来どおりの方法とさせていただいているところでございます。</p> <p>今後、自治会関係の手続きのオンライン化につきまして方針が決まりましたら、自治会の皆様にお知らせしてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
12	<p>文書の簡素化について、今後オンライン化が進むとしても、自署や押印が求められる手続きが1枚残っているだけでオンラインでの申請が意味なくなるので変えてほしい。</p>	<p>今後オンライン化を促進するにあたり、現在押印もしくは自署を求めている補助金交付申請書等についても、押印や自署を不要とするよう検討を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>【ICTの普及に対する要望】</p> <p>自治会としてもホームページの活用（自治会館予約・子ども向け安全クイズ・特殊詐欺防止・コロナワクチン関連情報掲載など）に取り組んでいますが、なかなかアクセス数が増加しない状況です。</p> <p>気軽に見ていただくにはスマホ利用が一番良いと思いますが、高齢者では持っていない方も大勢いると思われます。</p> <p>スマホの使い方教室を開催したいと思いでコモ・ソフトバンクに相談しましたが店舗内での教室のみしかやっていないとの回答でした。</p> <p>ワクチン接種などもWeb予約が通常になっている折でもあり、また、外に出られない高齢の方とのコミュニケーションにも有効と思われるので、在住場所付近（自治会館・公民館等）で出前教室が開催できるよう早期の検討をお願いしたい。</p>	<p>本市といたしましても、ご指摘のとおり、スマホなどの利用が苦手な高齢者の方への、いわゆるデジタルデバイドの解消は課題であると認識しております。</p> <p>本市のデジタル改革推進部に確認いたしましたところ、本市では、地域コミュニティでのICTの推進役・相談役を担っていただく「地域ICTリーダ」という市民の登録制度を設け、令和4年4月1日現在、約130名の方にご登録いただいております。この「地域ICTリーダ」を講師とするスマホ講座を公民館との共催で開催しているとのことでございます。</p> <p>令和3年度は、10区で15回開催し、令和4年度は倍増の10区30回開催予定です。またこれ以外にも、各公民館が独自でスマホ講座等を開催している場合もございます。</p> <p>その他、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用して、令和3年度に1社の民間事業者と連携し、3区役所（浦和区、見沼区、南区）でスマホ講座を開催しました。今年度は、2社の民間事業者と連携し、3区のコミュニティセンター（北区・宮原コミュニティセンター、中央区・下落合コミュニティセンター、西区・馬宮コミュニティセンター）においてスマホ講座を開催するとのことでした。</p> <p>また、その他民間事業者と連携したデジタルデバイス対策についても取り組んでいるところで、市民や民間事業者のお力も借りながら、デジタルデバイス対策に取り組んでまいるとのことでございます。</p> <p>また、コミュニティ推進課では、今年度に、自治会のICT活用を促進するため、オンライン会議に関する自治会向けICT活用講座の実施を予定しているとのことでございます。</p> <p>本市といたしましては、自治会活動へのICTの活用は有効な手段であると考えておりますので、こういった講座の実施を数多く進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】 【都市経営戦略本部デジタル改革推進部】</p>
14	<p>自治会内でICT技術を利用しようとしても壁があり、ホームページを立ち上げても子ども向けクイズを作るなど地道な努力をしないと利用されない。</p> <p>電子回覧板の取組を進めるにしても、高齢者の多くはアナログなので、電子と紙の二本立てにしないといけない。</p> <p>このようなジレンマをくみ取って支援してもらいたい。</p>	<p>電子回覧板事業を進めるにあたり、自治会内においてもデジタルデバイス（情報格差）が存在することについては本市としても認識しているところです。</p> <p>今後、事業を進めるにあたっては、デジタル技術に不慣れな方にも使用いただけるよう施策を検討する等、デジタルデバイドを考慮し、事業を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
15	<p>電子回覧板にしても、ICT技術の導入にしても、事務員がいないと新しい取組はなかなかできない。事務員の給料について半分でも助成してもらえないか。</p>	<p>事務員に対する給料については、自治会運営補助金の補助対象経費として認められておりますが、事務員への給料に特化した補助金制度等については考えておりません。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
16	<p>【マンション管理業協会との協定書締結について】</p> <p>2020年にマンションの自治会加入促進として「マンション管理業協会」とも「自治会加入促進」の協定書を締結することを検討していたきたいと要望しました。コミュニティ推進課様より「さいたま市自治会連合会とも連携し、協定締結が可能かどうかも含め、調査研究してまいります。」との回答をいただきましたが、その後の状況についてご説明いただきたい。</p>	<p>現在、さいたま市自治会連合会と埼玉県宅地建物取引業協会とで、自治会加入促進について協定を結んでいるとのこととございます。</p> <p>年1回さいたま市自治会連合会と埼玉県宅地建物取引業協会の意見交換会を行っておりますが、「マンション管理業協会」との協定締結について同様のご意見をいただいております。引き続き、さいたま市自治会連合会と連携し、協議をまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
17	<p>働きながら自治会長をしていると、平日日中の会議や行事への参加は困難となる。手続きのICT化の取組に加えて、会議をZOOMで実施するなど、対応してほしい。</p>	<p>「区長と語る会」など、自治会長に参加していただく会議については、事前に意見をメールで頂戴できるようにする、リアルとオンラインのハイブリット会議とするなど、浦和区自治会連合会と相談のうえで、平日働きながら自治会活動に従事されている会長への配慮を行います。</p> <p>【浦和区区民生活部コミュニティ課】</p>
18	<p>電子回覧板の取組に違和感がある。災害には有効だが、回覧板は手渡しで渡すことに意義があり、かえって自治会活動を阻害するものと思う。</p>	<p>回覧板の手渡しがコミュニティ形成に資するものであるということは認識しております。一方で、電子回覧板の導入により自治会の事務負担を軽減することで、本来の自治会活動に時間を割くことができ、コミュニティの活性化を図れるものと考えております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
19	<p>電子回覧板など自治会のICT化はこれから避けては通れない。高齢者がどのように操作するかが課題だと思う。</p>	<p>電子回覧板事業を進めるにあたり、自治会内においてもデジタルデバインド（情報格差）が存在することについては本市としても認識しているところです。</p> <p>今後、事業を進めるにあたっては、デジタル技術に不慣れな方にも使用いただけるよう施策を検討する等、デジタルデバインドを考慮し、事業を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
20	<p>自治会全体へのアプリ活用はまだまだそのレベルまで達していない。紙の回覧板には、お隣の見守り機能もある。自治会のICT化は、やりたいところがやればいい。</p>	<p>電子回覧板事業を進めるにあたり、自治会内においてもデジタルデバインド（情報格差）が存在することについては本市としても認識しているところです。</p> <p>今後、事業を進めるにあたっては、デジタル技術に不慣れな方にも使用いただけるよう施策を検討する等、デジタルデバインドを考慮し、事業を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
21	<p>コロナでイベントができず、運営補助金の活用に苦慮した。使わない分を返却しないといけないというやり方を見直し、補助金の繰越しなどの対応を検討してほしい。</p>	<p>自治会運営補助金は自治会の運営に要する経費の一部を補助することを目的に支出しているものであり、繰越金については補助金交付の趣旨に合致しないため、認められません。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>自治会から消防団に対する寄付が取りやめとなり、消防訓練も実施してもらっており、消防団とどう付き合っていけばいいのか頭を悩ませている。消防団に対してどのような支援ができるか教えてほしい。</p>	<p>消防団に対しましては、毎年度さいたま市から消防団の活性化と円滑な運営を図ることを目的とし運営費を交付しているところです。また、年額報酬の他、災害出動やその他消防訓練等に出動した際には、出動報酬を支給しております。</p> <p>従いまして、今回ご質問いただきました消防訓練への参加に関しては、消防団の通常業務となりますので、職務に関し、金品の寄贈若しくは供応接待を受けることは規則に反することとなります。</p> <p>消防団につきましては、今後とも地域防災の中核として各種活動を展開するとともに、団員確保に向けた取組を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>【消防局総務部消防団活躍推進室】</p>
23	<p>第25投票区の投票所が変更となった件について、投票整理券の郵送で初めて知った。決定後できるだけ早く知らせしてほしい。</p>	<p>選挙の投開票日につきましては、各選挙の種類により、国・県・市町村がそれぞれ決定することとなっており、その決定後に初めて周知が可能となります。</p> <p>7月10日投開票の参議院選挙につきましては、6月15日夕方に閣議決定されたため、投票所の変更を含めた皆様への周知が、遅くなってしまったものです。</p> <p>今後も、できる限りすみやかにお伝えできるようにいたします。</p> <p>【浦和区区民生活部総務課】</p>
24	<p>火災のような小規模災害でも柔軟に公民館などの避難場所を開設するよう、また、宿泊もできるようにしてほしい。</p>	<p>避難所の開設については、現状、地震や洪水等、一定程度の避難者の発生が想定される事態が生じた（生ずる恐れのある）場合に開設することとしています。</p> <p>ご指摘の火災のような小規模災害における避難所の開設については、休日・夜間に発生した際の開設方法等、課題もあるところですが、災害発生に係る地域への影響や災害の継続時間、避難所施設の利用状況等も踏まえながら、柔軟に開設の判断を行いたいと考えております。</p> <p>休日・夜間に災害が発生した場合等、迅速に被災者の安全を確保する観点からも、地域の自治会館等を避難所として開放いただくなど、共助の取組も進めていただくようお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】 【浦和区区民生活部総務課】</p>
25	<p>自主防災組織育成補助金で、自治会と協定を結んだマンションや事業所への資機材の設置が補助対象外とならないようにしてほしい。</p>	<p>さいたま市は、市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、育成強化するため、市内の自主防災組織に対して補助金を交付しているところでございます。</p> <p>資機材の設置場所について、令和4年度自主防災組織補助金マニュアルには明確な記載はございませんが、基本的には自治会域内等、自主防災組織の方々が直ちに使用することが可能な場所に資機材を設置いただくことを想定しております。</p> <p>今後、防災活動に疑義が生じる設置場所でない限り、従来どおりの運用と考えております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>前地地区では交通量が増え、東通りも抜け道として使われている。子どもには危険であり、生活道路としての利用が不便である。ゾーン30のエリア拡大、信号機の増設などあらゆる手を使って安全と利便性を確保してほしい。</p>	<p>信号機の増設につきましては、交通規制に係ることですので、警察署が管轄になります。当室から警察署へ要望することも可能ですので、その際は具体的な場所についてご連絡いただければ幸いです。当室といたしましては、道路の路面に「スピードおとせ」等の文字を設置することや、電柱等に「飛出し注意」等の注意喚起看板を設置することが可能です。設置箇所につきましては検討させていただきますが、特にご要望の箇所がありましたら、当室までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>【浦和区くらし応援室】</p>
27	<p>回覧板は自治会の会員に回せばよいとなっているが、市としては、自治会の非加入者に対する情報伝達など、加入者と非加入者との扱いの差異についてどのように考えているのか。</p>	<p>回覧板については、市から回覧をお願いする文書のほか、自治会の総会やイベントについてのお知らせも回覧することから、原則として会員への回覧をお願いしているところです。</p> <p>自治会の非加入者に対する情報伝達については、市報さいたまなど、複数の媒体による広報活動を行うことで実施しております。</p> <p>【浦和区区民生活部コミュニティ課】</p>
28	<p>東京都はカラスの駆除を実施していると聞いている。さいたま市でも実施してほしい。</p>	<p>東京都では都内全域でカラスの数を減らすための広域的な取組（トラップによる捕獲）を実施しておりますが、一市町村が実施しても、近隣に生息するカラスが新たに流入することが予想され、効果が見込めるものではないことから、本市では実施しておらず、埼玉県に対し、広域的な対策の検討について継続して要望を行っております。</p> <p>【浦和区くらし応援室】</p>
29	<p>猫を20匹ほど飼っている家があり、放し飼いをしている。周囲には餌付けをしている家もあり、注意をしているが改善されない。</p> <p>犬には厳しい条例の規制があるが、猫に対しても条例で厳しく規制してほしい。</p>	<p>令和元年の動物愛護管理法の改正により、動物の飼養や給餌に起因して、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市長が原因者に対して指導、勧告、命令ができる旨と、命令に違反した場合50万円以下の罰金に処せられる旨が規定されました（法第25条、第46条の2）。このため、本市が別に条例を制定する予定はありません。</p> <p>原因者に対する指導等につきましては、さいたま市動物愛護ふれあいセンターにご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>【保健福祉局保健部生活衛生課】</p>
30	<p>令和元年にごみ問題を研究し、市に対して条例制定の要望を行ったが、これに対する検討状況と、市の考えを知りたい。</p>	<p>収集所における不法投棄については平時よりごみ分別方法の啓発や看板の配布等を通じて、その発生防止に努めているところです。</p> <p>不法投棄の防止はマナー上の問題が大きいことから、周知啓発等により住民の方の協力を得て解決することに重点を置いております。</p> <p>条例化は現状の対策で対応しきれなくなった際の最後の手段として検討するものと考えております。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>

令和4年度 浦和区対話集会開催概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
31	<p>高齢化社会で買い物の足がなく困っている人がいる。浦和区にもコミュニティバスがあるとありがたい。</p>	<p>本市では、交通の不便な地区等へ、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を行っております。コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、本ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうかを確認した上で検討を行うこととしております。</p> <p>また、ガイドラインに位置づけられたコミュニティバス・乗合タクシー以外にも、AI デマンド交通の実証実験を行っており、今後も関係部局と連携し、高齢者をはじめとした、市民の日常生活における移動手段について、検討を行ってまいります。</p> <p>今回のご提案の内容については、今後の交通政策の参考とさせていただきます。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p>
32	<p>带状疱疹のワクチン接種に対する補助金を検討してもらいたい。</p>	<p>予防接種法に基づく定期予防接種は、国の専門部会において、その疾病負荷、リスクと安全性、費用対効果等を科学的知見に基づき検討、評価した上で定められております。</p> <p>带状疱疹ワクチンについては、現在、国の厚生科学審議会において定期接種化を検討中のワクチンの一つとして挙げられており、「疾病負荷は、一定程度明らかになったものの、引き続き、期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要」と結論づけられております。</p> <p>国の専門家による検討の中においても、定期予防接種への導入の是非について意見が分かれており、一定の結論が示されていない状況も踏まえ、本市においては現在、带状疱疹ワクチンへの費用助成を行っておりません。</p> <p>なお、今後につきましては、国の方向性が定まり次第、速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【保健福祉局保健所疾病予防対策課】</p>
33	<p>自治会から消防団への寄附については、市民オンブズマンから指摘があり、消防団側で受け取らなくなったと聞いている。そのいきさつを知りたい。</p>	<p>消防団が自治会からの協力金を受領しないこととした経緯については、県内の市民団体から消防団が当該協力金を受領していることの違法性を指摘され、令和3年10月に消防団本部において検討しました。当該協力金が善意であるとしても、これを受領することにより、地域住民から様々な疑念を持たれることが懸念されることと、コンプライアンスの徹底を図る観点から、今後当該協力金を受領しないことを決定し、令和3年11月1日付で消防団長が各消防副団長及び各消防分団長へ通達したものです。</p> <p>【消防局総務部消防団活躍推進室】</p>
34	<p>自治会への勧誘について、どの程度まで行うべきか。努力義務だと効果がないが、班長にお願いして勧誘しても逆に文句を言われることもあり、苦慮している。</p>	<p>転入者に対する自治会への勧誘については、転入手続きの際に窓口において勧誘チラシを配布しているほか、宅建協会と協定を結び、事業者からも勧誘を行っていただいているところです。自治会非加入者に対する勧誘については、浦和区だけでなく10区共通の課題ですので、コミュニティ推進課とも相談しながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【浦和区区民生活部コミュニティ課】</p>